

〔資料紹介〕

和泉、河内の宗門人別帳

春原源太郎

はしがき

近世庶民法の實證資料として宗門改帳（人別帳）は貴重な資料である。文學部諸教授の努力によつて集められた本學圖書館所藏の大阪周邊農民關係古文書中に五人組帳、水帳、宗門人別帳（寺請帳）の類が多數あり、從來五人組帳前書については前書法規として多くの研究と資料が發表されているが宗門改帳については發表されたものが少く、特に大阪を中心としたものは少いので宗門人別帳の前書法規と内容の事項記載は一片の補足貼紙の部分にも財産法、身分法に關する多くの資料があることを紹介してみたい。

事項記載は宗門人別帳の年代を逐つて検討すると一層よく判明するが、引用した宗門改帳は左記のものである。

和泉國日根郡樫井村淨土眞宗切支丹御制禁寺請帳（弘化三）

和泉、河内の宗門人別帳

同國泉郡内田村宗門人別帳（文化三、享和二）
河内國丹北郡東瓜破村宗門人別帳（天明四、享和二）
奉公人改帳（享和二）、非人番陰坊宗旨御改帳（元文四）

第一、宗門人別帳の前書

（一）樫井村寺請帳

一、切支丹宗門之儀累年御制禁被仰付候得共彌以此度御穿鑿ニ付村中大小之百姓始め同家并出家山伏行人虛無僧士大夫非人番穢多等ニ至迄委細可仕吟味旨被仰付候ニ付當村住居之もの壹人も不殘仔細に吟味仕候處右宗門之儀は不申及前々邪宗門ニ而轉候もの并類族之もの曾無御座候ニ付旦那寺之請判爲仕申候尙又自今以後ハ無油斷五人組相改疑敷宗門之者御座候ハ、御注進可申上旨被仰付奉畏候仍而村中人別等判形仕奉差上候事

何れの門派共誰弟子共不知僧尼有之候ハ、可申上候并僧俗共尋當て勤行候敷其外佛具怪敷道具所持仕候もの有之候ハ、可申出事

面々宗門且那寺之判形仕候ニ付新且那之後を猶以念入他所之ものは古江之且那寺委細吟味仕先祖より之且那は勿論敷敷もの無御座候ニ付判形仕候事

他國他所より縁付ニ罷越或は養子入百姓之儀は先祖より之宗旨名主五人組立會切支丹宗門類族御座候哉委細を吟味□□古江之證文庄屋江取置候事

年久敷他所ニ罷在古郷江歸り候者以前之宗旨當時之宗旨相違仕候敷尤他所之且那寺迄委細相改當御改前ニ古江歸り御斷奉申上其上ニ而差遣候事

此帳面連判外之者壹人も村中ニ住居爲仕間敷候事

他所より召抱候奉公人半季居たり共寺請狀庄屋方江取置候事切支丹宗門御制禁御高札檢候證文字見消兼候ハ、可申出事

右之趣庄屋年寄五人組百姓常々無油斷吟味可仕候尤切支丹宗門御制禁之趣村中男女下々迄彌堅可奉相守候爲後日仍而如件

(二) 内田村宗門人別帳

宗門御改證文前書

一、如前々切支丹宗門御改ニ付庄屋年寄組頭五人組手形被仰付常々平ニ吟味可仕旨被仰合候依之當村之男女并出家神主神子山伏尼行人乞食非人等ニ至迄壹人茂不殘宗旨不審成者無御座候尤宗旨證文家主壹人之判形を以家内之者人數不殘御請合申上候帳

外之者村中ニ壹人茂無御座候自今以後無油斷家内召仕之者迄心を附不審成もの御座候ハ、急度可申上候隠シ置脇より顯候ハ、五人組之者迄不殘曲事可被仰付候縱他組他村ニ而茂切支丹御座候を承出シ申候ハ、注進可仕事

一、當村中ニ切支丹宗門ころひ從御公儀様御赦免之者無御座候惣而此所より切支丹宗門之者申出たる儀も無御座候尤傳茂承不申候萬一他所より來候借家之者杯ニ左様之者茂有之由承出シ申候ハ、早速可申上候事

一、自今以後當村之男女老若ニ不限死人有之節日來約束之且那寺江不遣之其期ニ至宗旨を替餘之寺江遣し候ハ、其段申上御下知を請其以後爲取置可申候殊ニ且那寺立合不申自分として山林田畑居屋敷之内江葬者有之候ハ、早速注進可申上事

附御法度之宗門ニ而無御座候共あやしき名號を唱常に替たる佛事等仕者有之由承知申候ハ、是又早々注進可申上候

一、緣組養子仕候ハ、宗門念を入承屈取組可申候并召仕之男女抱申候ハ、寺請并請人念を入抱可申候□□難承屈不懺成者請人御座候共抱申間鋪事

一、御改以後當村江家屋敷求て來り候者ハ不及申借家之者ニ而御座候共移來り候もの御座候ハ、早速人數相改宗旨當寺請狀取之差上可申事

一、山林又ハ堂宮ニ不審成もの隠居候ハ、庄屋年寄并惣百姓出合邊證議依其品押置可申候尤見のかし仕間敷事

一、日蓮宗之内悲田宗之儀彌相改申候所悲田宗壹人茂無御座候

自今以後猶以無間斷相改可申事

一、當村中之堂宮面々持佛ニ而茂新規ニ佛神を求申候共又ハ有來り候を彩色仕直シ申候共且那寺江相談可仕候俗人計寄合入佛開眼供養等一切仕間敷事

一、庄屋年寄組頭之儀支配中ニ萬一切支丹紛居申候を不吟味ニ而不存他所より訴人御座候ハ庄屋年寄組頭五人組之者迄如何様之曲事ニ茂可被仰付事

右之條々庄屋年寄組頭之者ハ不及申惣百姓共迄堅ク相守常々行跡疑敷者御座候ハ、早々可申上候若御法度之趣於相背ハ如何様之曲事ニ茂可被仰付候爲後日證文仍而如件

(三) 東瓜破村宗門人別帳(天明四)

内田村の分と略々同文である。

(四) 同村宗門御改帳(享和二)

一、切死丹宗門之儀前々被仰渡候趣を以無斷施相改少も宗門不審成者無御座候則左之通人別且那寺印形取之差上可申候事

一、他所より召抱候下男下女等委細ニ相改宗門疑敷者無御座候尤銘々寺請狀取之候事

一、切死丹轉之者類族壹人も無御座候事

一、惣百姓下人之内ニ而も怪敷佛像佛繪佛書佛具之類所持仕候者有之處又ハ葬禮法事等之執行疑敷事仕之族有之ハ早速御注進可申上候事

一、宗門之儀ニ付胡亂者有之候は早速御注進可申上候若隱置脇より露亂仕候ハ庄屋年寄五人組迄一類共如ケ様之曲事ニも可被

仰候事以上

—○—

宗門改帳の性格を決定するものは前書法規である。宗門改帳中には後書法規のものもあるが大阪周邊のものは前書である。

大阪町中の人別帳と周邊農民のものは異り、大阪町中は「三ヶ條」として特色があり、宗門改めも大阪町中は九月にするが、農民の宗門改めは三月である。

宗門改帳は前書法規の通り、切支丹及び轉向者が一人も村内に居住しないことを調査證明するためのものであるが、年代によつては日蓮宗の内悲田宗とかあやしき名號を唱える等のものをも取締ることになつてゐる。

これら宗教取締のために人の出生、死亡、婚姻、離婚、養子縁組、相續等による身分法上の變動が記入される戸籍簿的なものとなり前書と内容に漸次性格の變化が見られる。前書法規のなかにも「一家一判」の印鑑によつて家の代表者が責任を負うこと、その代表者を家主(大阪町中では名前前、紀州藩では亭主)と稱することなどは家族制度に關する記載である。

宗門人別帳を年代を逐つて調査してみると奉公人の記載が嚴重であり、奉公人の身分法上の變動も記載されるようになってゐる。これらのことについては徂徠の「政談」や蟠桃の「夢の代」などで論じられていることであるが、奉公人の人別について大阪町中の分には人別帳に記入されているが、農民の分には後書にも「召仕の男女共別紙帳面に相記差上申候」とあるように左

の如く別冊となつてゐる。

(四) 内田村奉公人改帳(亨和二)

一、眞言宗當村若右衛門養子召抱申候

藤 助[㊦]
下男 與市
年貳十才

年貳十才

當村清兵衛養子召抱友七年四十

徳右衛門悴召抱徳治年十五

一、一向宗

石原庄三郎謙御代官所包
近村九郎右衛門娘召抱申候

同 人[㊦]
下女 ねき
年貳十一

眞言宗當村六兵衛娘はや年貳十三

第二、親族法に關する事項記載

社會經濟史的資料として宗門人別帳によつて異動人口等の調査をした例はあるが、近世庶民法の實證資料として宗門人別帳中の個々の事項記載を調査した例は少い。大阪町中人別帳の「登り印形」記載形式と周邊農民の年一度の作成形式とは異なるが各人の身分法上の變動は事項記載となり、それによつて身分法の實際が素描できる。

一、出生

父母となるべき夫妻の記載がなく誰の子に當るのか不明の例

(東瓜破村、天明四) 宗門改めは毎年行はれることになつてゐるのに「御改後出生」に出生見三才と記載されている例(櫻井村、弘化三)などがあり

▲東瓜破村宗門御改帳(亨和二)

當村淨土眞宗安樂寺旦那

水呑 淺

七 年卅

同寺旦那

妻 和

年廿八

是ハ當村勘右衛門妹當年縁付參候

同寺旦那

悴 増

年五才

など「當年縁付」即ち婚姻屆のときには五才になる子が出生している。「全國民事慣例類集」記載の如く婚姻屆、出生屆の遲滯は當然の如く行はれてゐたこと、嫡庶の區別不明の例が見られる。

宗門人別帳には男子は長男以下二男三男と記入されるが、女子は單に娘、女子と記載されるだけである。

十五歳を以て成年とすること、未成年者(病者、女名前)の代判などについては引例宗門改帳中には見當らない。

二、婚姻

宗門人別帳中には女は妻となるまでは名が記載されているが妻となつた時からは嫁、女房、後家、母、祖母等と記載されるだけで名を記載しない例が多く、引例の分には兩者がある。妻

を女房、嫁と稱するが、女房は家主（戸主）の妻であり嫁は伴の妻である。「近世風俗志」には上方は女房江戸は妻と書くとあるが引例の分には妻と書いたものもある。

▲東瓜破村宗門人別帳（天明四）

河州若江郡八尾寺内村

一、浄土眞宗	旦那寺	大信寺	水吞	與助	年六十一
同宗	同斷	同寺	妻		
同宗	同斷	同寺	倅	惣兵衛	年六十五
同宗	同斷	同寺	倅	惣兵衛	年三十五
同宗	同斷	同寺	嫁	とくよ	
同宗	同斷	同寺	二男	辰之助	
同宗	同斷	同寺	娘	とめ	
同宗	同斷	同寺		年廿八	
同宗	同斷	同寺	孫男子	惣吉	年十才
同宗	同斷	同寺	同女子	はま	年八才
同宗	同斷	同寺	同男子	源太郎	年四才

人数合九人内男五人
女四人

妻と嫁を區別して記載されているが、身分法的に嚴重に區別

和泉、河内の宗門人別帳

されていたか否かは疑問で、

▲樫井村寺請帳（弘化三）

奥正寺末眞光寺旦那

高四石七斗九升四合壹勺

同寺旦那	女房	のぶ	六十七才
同寺旦那	女房	たね	六十五才
同寺旦那	女房	ね	二十九才
同寺旦那	倅	藤助	二十八才
同寺旦那	孫	もと	三才

男五人内男貳人
女二人

の如き倅の妻も女房と記載されている。

引例人別帳中に樫井村寺請帳（弘化三）内田村宗門人別御改帳（文化元、享和二）東瓜破村宗門人別御改帳（天明四）には縁組事項の記載がなく妻（女房）と記載してあるだけであるが、享和二年東瓜破村宗門御改帳には何年以前の婚姻であるかの事項記載があるから夫妻の年齢と縁組の年とを計算して婚姻年齢を算出することができる。これによつて大阪周邊農民の婚姻年齢は早婚ではなく、むしろ晩婚である。

▲東瓜破村宗門御改帳（享和二）

和泉、河内の宗門人別帳

右同斷持高五石九斗三合

家屋敷持

一、淨土眞宗大信寺旦那

定右工門

同寺旦那

妻 きよ

年卅

此ハ北條相模守縁御領分山村八郎兵衛娘貳年巳前縁付參候

同寺旦那

娘 あさ

同寺旦那

下女 ろく

年十一

此ハ秋元但馬守縁御領分同國同郡若江村又四郎娘此年より辰年迄奉公に召抱申候

男壹人
女三人

男壹人
女貳人

可婚年齢の制限がないから、

▲右同

同寺旦那

母 さき

年五十九

是ハ秋元但馬守縁御領分同國同郡植田村茂右エ門娘四十五年前縁付來候

などは計算すると十四才で結婚したことになるが宗門人別帳の年齢記載だけを信ずることは早計であらう。

婚姻は「縁付」で宗門人別帳の記載からいえば婚家の宗門に入ることであり、他家に入る者は「縁付参り先方宗門に相成る」ことであるが、一家のうちには夫妻旦那那寺を異にする例もある。

▲東瓜破村非人番陰坊宗旨御改帳(元文四)
一同寺旦那(淨土眞宗)

□□□□□

女 房

是は河州若江郡八尾□□□□娘親代々淨土宗攝州平野滿願寺旦那に候得共六年前縁付参同宗旨罷成候婚姻と宗門について西鶴が「縁付にあらためて同じ宗門を願ふこそ理りなれ」(本朝二十不孝)と言っているのも道理である。

大阪周邊農民の宗門人別帳中には離婚に關する記載が見當らないが、江戸時代庶民法として去り狀中心に離婚法を説明されていたことに對して、從來の説明が江戸、大阪の町人法であつて農民法でなかつたかの疑問を生ずる。備前國沼村庄屋の「諸願留書」、紀伊國田邊の「萬代記」「田邊町大帳」などによつても婚姻、離婚、養子縁組には庄屋、大庄屋(大年寄)奉行に「奉願」「聞届」の手續をとつてゐることは町人法を以て農民法を説明できないところがある。

三、養子縁組

櫻井村寺請帳には養子の記載が見當らず養子も卒と記載され

ている。内田村宗門人別帳には男女の子があるのに養子の記載があり、實子の外に男子数名の養子記載があり、養子を奉公人に出している例がある。これらによつて養子は一人に限らず、従来子なき者の養子については養子は男女を問わず惣領の身分を取得すると説明されていることに對しても他の問題が考えられる。

▲東瓜破村宗門人別帳(天明四)

一、淨土眞宗、旦那寺大信寺 水吞 左右エ門 年四十

同宗 同斷 同寺 妻 年卅八

同宗 同斷 同寺 妻 年卅八

みな當正月奉願養子遣候

女子 み 年廿

此者秋元但馬守様御領分河州入上郡花田村孫

兵衛方ニ奉公仕罷在候

同宗 同斷 同寺 妻 年卅八

同宗 同斷 同寺 妻 年卅八

此者當村與兵衛方ニ奉公仕罷在候

同宗 同斷 同寺 妻 年卅八

同宗 同斷 同寺 妻 年卅八

同宗 同斷 同寺 妻 年卅八

人數合六人内男三人 女三人

和泉、河内の宗門人別帳

右例の貼紙記事に「奉願養子遣」とあることに注目しておかねばならない。

養子と記載されている者のうちには婿養子と見られるものが多い。他地方の宗門人別帳には嫁と記入されているものもあるが引例の分には嫁と記入されていないので、孫の出生記載等によつて婿養子であることが判明する。

▲右同

一、淨土眞宗 旦那寺 大信寺 百姓 治兵衛 年六十三

同宗 同斷 同寺 妻 年五十

同宗 同斷 同寺 妻 年五十

同宗 同斷 同寺 妻 年五十

同宗 同斷 同寺 妻 年五十

同宗 同斷 同寺 妻 年五十

同宗 同斷 同寺 妻 年五十

同宗 同斷 同寺 妻 年五十

同宗 同斷 同寺 妻 年五十

同宗 同斷 同寺 妻 年五十

同宗 同斷 同寺 妻 年五十

同宗 同斷 同寺 妻 年五十

人數合七人内男四人 女三人

第三、相續法に關する事項記載

家族制度の代表的な表現は家とその代表者としての戸主（家主、名前人）に關する記事であるが、引例宗門人別帳には戸主とは記載されていない。内容の記載形式から見ると一家の筆頭者の名下に押印があり、これが家を代表する印であり、東瓜破村五人組帳（文化元）和泉國南郡御仕置五人組帳（寛政四）等に見られる「五人組宗門帳に押候外に別之印形拵置申間敷」とする判で、宗門人別帳前書の「家主壹人の判形」が一家の責任を負うものである。

一、戸主、女名前

右の押印責任者が戸主であるか、特に女名前禁止の江戸時代における各種の問題が見られる。

▲櫻井村宗門人別帳（弘化三）

本願寺末正法寺旦那

同寺旦那

母

とら

同寺旦那

三十四才

三人内男壹人
女貳人

▲東瓜破村宗門人別帳（天明四）

一、淨土真宗 旦那寺 大信寺

水吞傳兵衛後家

同宗 同斷 同寺

小さん 年五十四 女子 ぶり

同宗 同斷 同寺

年六十二 姉 はる

人數合三人女

▲同 (亨和二)

一、淨土真宗大信寺旦那

無高元助後家

同寺旦那

とん 年五十 娘 て類

同寺旦那

年二十 粹 與三松

同寺旦那

娘 嘉 ね

四人男壹人
女三人

右の例では幼児が筆頭者であり、粹があるのに後家筆頭者があり、長男子相續制は未だ一定していない。

二、襲名

相續の形はしばしば襲名によつて現れる。江戸時代の相續法は家業相續であるから、町人の場合は屋號の承繼であり、農民は耕作のための家屋敷、田畑の承繼であるが、そのことを宗門

人別帳には先代の名に「變名」となり、續柄が訂正される。

▲東瓜破村宗門人別帳(天明四)

一、淨土眞宗 旦那寺 大信寺 百姓 善助 年七十八

同宗 同斷 同寺 善助死去仕候丈助變名仕候 年三十三

同宗 同斷 同寺 妻 年六十三

同宗 同斷 同寺 孫男 岩松 年廿七

同宗 同斷 同寺 粹丈助 年卅二

同宗 同斷 同寺 姉つた 年廿六

同宗 同斷 同寺 甥岩松 年十五

同宗 同斷 同寺

同宗 同斷 同寺

同宗 同斷 同寺

人數合五人内男三人 女二人
 人數合四人内男貳人 女貳人

三、隱居
 江戸時代の相續法では生前隱居による相續が原則の如くなつていたが、隱居者が法名に變更して家族となつて例が二、三見られる。

▲東瓜破村宗門人別帳(天明四)

和泉、河内の宗門人別帳

一、淨土眞宗 旦那寺 大信寺 百姓 吉兵衛 年六十六

同宗 同斷 同寺 妻 年五十七

同宗 同斷 同寺 養子 太七 年廿八

同宗 同斷 同寺 妹 妙喜 年六十三

同宗 同斷 同寺

同宗 同斷 同寺

同宗 同斷 同寺

吉兵衛 年廿九
 吉兵衛變名仕太七
 吉兵衛と相改申候
 父 淨西 年六十七
 母 きち 年五十八

宗門人別帳中にはその他脱落(失踪)分家、廢絶家或は惣領相續即ち長男子相續制に發達した過程に參考となる記入事項等があり、五人組帳、水帳などの事項記入と對照して大阪を中心とした近世庶民法を素描してみると從來の疑問が解決できるとともに更に新しい疑問を提出することができる。